

## 4 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年法律第71号「いじめ防止対策推進法」第2条）

### 2 本校のいじめ防止の基本理念

本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る。」との危機意識をもち、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対処）に組織的に取り組む。

いじめを発見したら、学校内で情報を共有し、保護者や関係機関等と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった児童に寄り添い、守り通す。

### 3 いじめ防止に関する基本的な取組

#### (1) いじめを生まない学校をつくるために

##### ① いじめ防止のための組織を設置する

ア 生徒指導委員会・生徒指導部会（年度当初及び各学期1回）を開催し、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、指導についての共通理解を図る。

イ 具体的な事例がある（おそれがあるときを含む）場合は、生徒指導主事が管理職と相談し、担任・養護教諭・関係教職員等によるケース会議を開催し、より具体的な方策を協議する。

##### ② 授業をはじめとする教育活動を充実させ、児童の自尊心を育てる

ア 教員一人一人が分かりやすい授業づくりに心掛け、児童が充実感を得られるようにする。

イ 教員一人一人が教育活動を通して意図的に学級づくり・集団づくりを行い、児童が自己有用感を味わい、自尊心をもてるように努める。

##### ③ 全教育活動を通して道徳教育を推進し、他を思いやる心や善悪の判断力を育てる

ア それぞれの教育活動の特性に応じた道徳教育を推進し、他を思いやる心や善悪の判断力を育てる。

イ 特別の教科 道徳では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うとともに児童の日常生活に生かされるようにする。

##### ④ 「いじめを許さない」という決意の下、児童・教師・保護者の信頼関係を築く

ア 教職員は児童・保護者に対する偏見や先入観をもたず、公平に接することを通して信頼を得られるように努める。

イ 学校は、いじめ防止に関する取組について公開し、信頼を得られるようにする。

##### ⑤ 児童の自発的・自治的な活動を通して、いじめのない学校づくりを進める

ア 教師の適切な指導の下、児童会が中心となっていじめ防止のための活動を推進する。

イ 教師の適切な指導の下、運営委員会が具体的な活動を企画・運営し、児童集会・強調週間等の取組を進めるとともに、担任の指導の下、学級活動でも具体的な行動を推進する。

##### ⑥ 「父母と教師の会」と連携して、いじめ防止に取り組む

ア 学校は、いじめ防止に関する取組、いじめの事例や対応についての情報を「父母と教師の会」に伝え、連携を図るとともに、情報収集への協力を得る。

イ 学習参観・学級（学年）懇談会等において、いじめ防止に関する取組を公開したり意見を交換したりして、学校の取組に対する理解を得る。

(2) いじめを見逃さない学校をつくるために

- ① 児童と触れ合う時間を確保し、日常の変化を把握する
  - ア 教職員は、授業時間はもとより、登下校時・休み時間・給食指導・清掃指導等にも児童と共に活動する時間を持ち、児童の些細な行動や変化に気付くようにする。
  - イ 教職員は、いじめが目の届きにくい時間や場所で起きること、遊びやふざけ合いを装うこと等、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識して、児童の行動を観察する。
  - ウ 些細な兆候を見逃さず、いじめではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知する。
- ② 児童への調査や相談活動を定期的実施し、いじめを早期に発見する体制を整える
  - ア 担任と児童の個別面談を学期に1回実施し、事前のアンケートと合わせていじめを発見する。
  - イ 日常的な児童との会話や保護者との連絡等を通していじめの早期発見に努めるとともに、「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート」(学期1回)、学習参観や学校行事に関するアンケート等を実施し、いじめの早期発見に努める。
  - ウ 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ③ 中学校との情報共有や学校外からの情報収集を円滑に行うための体制を整える
  - ア 小中連絡会や小中連携部会等の機会や「いじめ問題に関する小中連携シート」を活用して児童が進学する中学校との情報共有を図る。
  - イ 「こども110番の家」「いなみ子ども見守り隊」、民生児童委員、学校評議員、父母と教師の会地区委員等、地域の方や保護者に児童の校外での様子についての情報を伝えていただくよう、学校だよりや諸会合の機会等を通じて依頼する。

(3) いじめ被害にあった児童を守り、早期に解決する学校をつくるために

- ① 迅速かつ正確な情報収集を行い、学校全体で継続的に対応し、解決・再発防止を図る
  - ア いじめの被害にあった児童の安全を確保し、児童に寄り添い支える体制をつくる。
    - ・必要に応じて、在籍学級以外の場所(校長室・職員室等)で身柄を守る、登下校や教室移動に教職員が付き添う等の措置をとる。
  - イ 正確な事実を聴き取る。
    - ・児童への聴き取りは、教員が手分けして時間を空けず、個別に行う。
    - ・聴き取りでは「いつ・どこで・誰が・誰と・どのように」を明確にする。
    - ・事実のみを記録する。
    - ・重大な事例については、教員2名で聴き取る。内1名は記録をする。
    - ・聴き取りにあたった教員と生徒指導主事等が、聴き取った内容のすり合わせを行う。食い違いや不明確な点がある場合には、再度の聴き取りを行う。
    - ・必要に応じて学級・学年・全校児童を対象としたアンケート等を行い、証言を集める。
  - ウ 被害児童・加害児童の保護者に連絡する。
    - ・即日、被害児童・加害児童の家庭を訪問し、聴き取った事実関係を保護者に伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。
  - エ 被害児童・加害児童の保護者、関係教職員が会して事実確認と謝罪・反省の場をもつ。
  - オ いじめを謝罪をもって安易に解消としない。
    - ・「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月以上)継続していること」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくともこの2つの要件が満たされていることなどを勘案して判断する。
  - カ いじめを見ていた児童に適切な指導を行う。
    - ・いじめを自分の問題として捉えさせる。
    - ・いじめを目にしたとき、誰かに知らせる勇気をもつ大切さを知らせる。
- ② 保護者への適切な情報提供、市教育委員会への報告、児童相談所等の関係機関への通報等を遅滞なく行う
  - ア 学校は、いじめの事例や対応についての情報を保護者に適切に伝え、対応への理解と今後の

指導への協力を依頼する。

イ いじめが発生した場合、学校は、遅滞なく「いじめ問題報告書（略報）」で市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に通報する。

③ 被害にあった児童の保護措置を行うとともに、加害児童等への指導と保護者への支援を行う

ア いじめの被害にあった児童の安全を確保し、児童に寄り添い支える体制をつくる。

・必要に応じて、在籍学級以外の場所で授業を受ける、登下校に保護者や教職員が付き添う等の措置をとる。

イ 被害児童への支援と加害児童等への指導を行う体制をつくる

・生徒指導主事が呼びかけ、管理職・担任・養護教諭・関係教職員等によるケース会議を開き、被害児童の心身の痛みを癒すとともに、加害児童やいじめを見ていた児童への指導について具体的な方策を協議する。

ウ 被害児童・加害児童双方の保護者への支援を行う。

・保護者への支援は管理職が窓口となり、関係教職員が役割を分担して行う。

・保護者に対しては、児童への指導内容、今後の対策等について説明し、理解と協力を得られるように努める。

・保護者に対しては、事後の継続的な連絡や相談を行うとともに、必要に応じて外部の相談機関との連携等勧める等、必要な支援を行う。

④ 犯罪行為は警察と連携し、背景が複雑な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する

ア 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じたいじめについては、警察等と連携して対処する。

イ いじめの背景に、家庭状況や親子関係等の複雑な事情が想定される場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する他、民生児童委員・市こども課・児童相談所等と連携し、適切な相談・支援を受けられるようにする。

ウ 重大な犯罪行為が発生した場合は、『緊急生徒指導委員会』（仮称）を開催する。

本会は、校長が招集し、教頭・生徒指導主事・市教育委員会担当者・父母と教師の会会長・主任児童委員（2人）・南砺警察署員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等から構成する。

(4) ネットいじめのない学校をつくるために

① ネットいじめの現状と対策について教員研修を行う

ア 学校は、保護者の協力を得て児童のインターネット、スマートフォン、携帯端末等の使用状況や課題について把握に努めるとともに、対策や指導の在り方についての教員研修を行う。

② 児童や保護者にネットいじめ防止の啓発活動を行う

ア 学校は、児童がインターネット、スマートフォン、携帯端末等の適切な使い方や安全対策について理解を深めるための情報教育の授業を実施する。

イ 学校は、児童のインターネット、スマートフォン、携帯端末等の適切な使い方や安全対策についての理解を深め、適切な指導監督への協力を呼びかけるために、保護者対象の講演会の開催や学校だより・生徒指導だよりの配布等啓発活動を行う。

③ ネットいじめを発見したら、情報削除や発信者情報開示等に適切に対応する

ア 学校は、児童によるネットいじめを発見した場合、関係機関と連携して情報削除や発信者情報開示等に適切に対応する。